

## 杉並区子どもの居場所づくり基本方針（案）の修正一覧

(下線部分を修正。意見による修正は網掛けで記載)

No.	頁	項目	修正前	修正後	修正理由
1	26	<p>児童館</p> <p>今後の具体的な取組の方向性</p> <p>(機能強化の視点)</p>	<p>○存置又は整備していく児童館では、現在の児童館が果たしている機能・役割を基礎としながら、主に以下のような機能を強化し、地域における多様な子どもの居場所づくりの拠点となることを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 福祉的課題への対応力の強化</li> <li>➢ 子どもの参画（子どもが意見を述べる場の提供）の充実</li> <li>➢ 担当地域内の子どもの居場所のネットワークづくり</li> <li>➢ 多様な担い手による子どもの居場所づくり、居場所の運営への支援</li> </ul>	<p>○存置又は整備していく児童館では、現在の児童館が果たしている機能・役割を基礎としながら、主に以下のような機能を強化し、地域における多様な子どもの居場所づくりの拠点となることを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 福祉的課題への対応力の強化</li> <li>➢ 子どもの参画（子どもが意見を述べる場の提供）の充実</li> <li>➢ 担当地域内の子どもの居場所のネットワークづくり</li> <li>➢ 多様な担い手による子どもの居場所づくり、居場所の運営への支援</li> <li>➢ <u>障害のある子どもや外国籍の子どもなど、様々な状況に置かれた子どもが安心して過ごすことができるインクルーシブな環境づくり</u></li> </ul>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえた修正</p> <p>【意見番号 6、29-2、38、56-1】</p>
2	33	<p>② 小学生の居場所</p> <p>今後の具体的な取組の方向性</p> <p>③ 校庭開放（遊びと憩いの場事業）</p>	<p>【日曜日・祝日の校庭の開放】</p> <p>○これまで、遊びと憩いの場については放課後等居場所事業が実施された際は原則として実施を取り止める取扱いとしてきましたが、子どもが自由に校庭でボール遊びができる場として存続を求める声が多くあることも踏まえ、今後は放課後等居場所事業が実施された場合でも日曜日・祝日の校庭開放を継続していくこととします。なお、現時点において、遊びと憩いの場事業を実施していない学校については、学校や地域の実情を踏まえながら、実施方法について検討していきます。</p>	<p>【日曜日・祝日の校庭の開放】</p> <p>○これまで、遊びと憩いの場については放課後等居場所事業が実施された際は原則として実施を取り止める取扱いとしてきましたが、子どもが自由に校庭でボール遊びができる場として存続を求める声が多くあることも踏まえ、今後は放課後等居場所事業が実施された場合でも日曜日・祝日の校庭開放を継続していくこととします。なお、現時点において、遊びと憩いの場事業を実施していない学校については、学校や地域の実情を踏まえながら、実施方法について検討していきます。</p> <p>○また、<u>校庭開放（遊びと憩いの場事業）を実施している日時を区公式ホームページに掲載するなど、情報発信の強化を図ります。</u></p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえた修正</p> <p>【意見番号 8-2】</p>

No.	頁	項目	修正前	修正後	修正理由
3	52	(2)公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 <u>④ スポーツ施設</u>	<p><b>【体育館の子ども向け「一般使用」枠の拡充】</b></p> <p>○体育館を予約なしで低廉(小・中学生1回100円、未就学児無料)に利用できる「一般使用」のうち、子どもが自由に遊ぶことができる枠を、令和7年度(2025年度)から順次、拡充していきます。また、<u>利用料の無料化について、令和6年度(2024年度)の施設使用料全体の見直しの検討の中で、検討していきます。</u></p>	<p><b>【体育館の子ども向け「一般使用」枠の拡充】</b></p> <p>○体育館を予約なしで低廉(小・中学生1回100円、未就学児無料)に利用できる「一般使用」のうち、子どもが自由に遊ぶことができる枠を、令和7年度(2025年度)から順次、拡充していきます。</p> <p><b>【子どものスポーツ施設利用料の無料化】</b></p> <p>○子どもからスポーツ施設の利用料を無料にしてほしい等の意見が寄せられたことを踏まえるとともに、低下傾向にあると言われている子どもの体力向上を図るため、令和8年度(2026年度)から、体育館とプールの「一般使用」の子ども(未就学児、小・中学生、高校生世代)の利用料を無料にします(ただし、夏季期間(7月～9月)のプールは除きます。)</p>	施設使用料の検討結果を踏まえ、子どものスポーツ施設利用料の無料化の取組を追記
4	52	(2)公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 <u>今後の取組の方向性</u>		<p><b>⑤ その他</b></p> <p><b>【その他の施設を活用した子どもの居場所づくり】</b></p> <p>○上記に列挙した施設以外の一般区民施設においても、今後、子どもの意見を踏まえながら、活用可能な範囲において、子どもの居場所としての充実に取り組みます。</p> <p>○また、60歳以上の区民等を対象に高齢者福祉の増進を図るための施設であるゆうゆう館においては、これまでも各館の実情に応じて、子どもを含む多世代を対象としたプログラムや自習室などの居場所としての協働事業を行っていること等を踏まえ、子どもの居場所としての活用を適宜図っていきます。</p>	杉並区立施設マネジメント計画(第1期)の一部修正を踏まえて、より適切な記述に修正

No.	頁	項目	修正前	修正後	修正理由
5	55	③ <u>生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所</u>	<p>【子どもの学習支援・居場所事業の拡充に向けた検討】</p> <p>○現在、区内1か所で実施している子どもの学習支援・居場所事業について、<u>地域のバランスに配慮しながら、サービスの拡充に向けた検討を進めていきます。</u></p>	<p>【子どもの学習支援・居場所事業の拡充】</p> <p>○現在、区内1か所で実施している子どもの学習支援・居場所事業について、<u>地域のバランスに配慮し、令和7年度から区内3か所で実施するとともに、実施回数を拡充します。</u></p>	杉並区実行計画の修正を踏まえ、より適切な記述に修正
6	55	⑤ <u>要保護・要支援児童を対象とした居場所</u>	<p>【子どもイブニングステイ事業の実施】</p> <p>○家庭や学校で安心して過ごせない中高生世代の子どもが少なくない現状にあることから、そういった子どもをめぐり地域課題の解決に向け、要保護・要支援児童が安心して自分の時間を過ごすことができる居場所として、「子どもイブニングステイ事業」を令和7年（2025年）1月から実施する予定です。</p>	<p>【子どもイブニングステイ事業の実施】</p> <p>○家庭や学校で安心して過ごせない中高生世代の子どもが少なくない現状にあることから、そういった子どもをめぐり地域課題の解決に向け、要保護・要支援児童が安心して自分の時間を過ごすことができる居場所として、「子どもイブニングステイ事業」を令和7年（2025年）1月から実施します。</p>	より適切な記述に修正
7	57	1. 多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進	<p>【子ども食堂への支援の検討】</p> <p>○子ども食堂は、地域のつながりを強くすることを目的に、民間団体等が無料または低価格で食事を提供し、集まったみんなで食事や交流をする居場所です。</p> <p>○子ども食堂を運営する団体に対し、<u>国や都の補助制度を活用した支援実施の検討を行うとともに、運営団体等と、子ども食堂を取り巻く区民と福祉関係者等が認識を共有し、その活動について、積極的な連携・協力を図ることができるよう支援します。</u></p> <p>○杉並区社会福祉協議会と協力し、子ども食堂の活動に賛同する区民・事業者による活動支援を後押しし、活動に係る情報発信に取り組みます。</p>	<p>【子ども食堂への支援の充実】</p> <p>○子ども食堂は、地域のつながりを強くすることを目的に、民間団体等が無料または低価格で食事を提供し、集まったみんなで食事や交流をする居場所です。</p> <p>○子ども食堂を運営する団体に対し、<u>国や都の補助制度を活用して、令和7年度（2025年度）から新たに事業運営費や子ども食堂立ち上げ時の設備整備費に対する助成を開始するとともに、運営団体等と、子ども食堂を取り巻く区民と福祉関係者等が認識を共有し、その活動について、積極的な連携・協力を図ることができるよう支援します。</u></p> <p>○<u>また、引き続き、杉並区社会福祉協議会と協力し、子ども食堂の活動に賛同する区民・事業者による活動支援を後押しし、活動に係る情報発信に取り組みます。</u></p>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえた修正 【意見番号27】